

2012年2月3日

《報道資料》

## 大雪に伴う支援について(第2報)

このたびの大雪により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

KDDI は、このたびの大雪に伴う災害救助法の適用地域拡大を受け、対象地域におけるお客さまに、以下のとおり支援措置を実施します。

なお、今後、災害救助法適用地域の追加があった場合は、同様の措置を拡大します。

### 1. 通信料金等の支援措置

#### (1) au ひかり、メタルプラス電話、au one net ADSL、ケーブルプラス電話等の基本料金等の減免

被災されたお客さまが、ご自宅から避難される等のご事情により、au ひかり、メタルプラス電話、au one net ADSL、ケーブルプラス電話等の固定通信サービスを全くご利用できなかった場合には、お客さまからのご申告により、その期間(注1)の月額基本料、付加サービス利用料を減額します。

(注1) 固定通信サービスがご利用できなかった期間は、連続する24時間を単位に減額日数を計算します。なお、減額する期間は2012年1月ご利用分および2012年2月ご利用分のうち、実際に避難をされていた期間とさせていただきます。

#### (2) ご利用料金の支払期限の延長

被災されたお客さまが、auの携帯電話サービスおよびau ひかり等の固定通信サービス(請求書を窓口でお支払いいただいている場合に限る)(注2)にご契約の場合、2012年1月ご請求分(2011年12月ご利用分)および2012年2月ご請求分(2012年1月ご利用分)の支払期限を2012年3月31日まで延期します。

(注2) 口座振替・クレジットカードによるお支払いをご指定のお客さまについては、自動的に口座引落しとなることから対象外とさせていただきます。

請求書送付先が災害救助法適用地域のお客さまを対象に通信料金等の支援措置を実施します。

【災害救助法適用地域】2012年2月1日時点

県名	災害救助法適用市町村
新潟県	上越市、妙高市、長岡市、柏崎市、十日町市、糸魚川市、南魚沼市
青森県	むつ市、横浜町
長野県	小谷村、信濃町、栄村、飯山市、野沢温泉村

## 2. 携帯電話修理費用の軽減

災害救助法適用地域のお客さまに対して、災害救助法適用日から 2012 年 2 月 29 日の期間、災害救助法適用の各市町村が所在する県全域(新潟県、青森県、長野県)の au ショップ・PiPit にて、大雪により破損・故障した携帯電話機の修理費用を一部軽減します。

請求書送付先が災害救助法適用地域のお客さまを対象とさせていただきます。

一日も早い復旧を、心よりお祈り申し上げます。

### 【お客さまからのお問い合わせ先】

au 携帯電話	au 携帯電話から:局番なし 157 au 以外の携帯電話、一般電話から:0077-7-111 (受付時間 9:00~20:00 年中無休/通話料無料)
KDDI 固定通信サービス	携帯電話、PHS、一般電話から:0077-777 (受付時間 9:00~20:00 年中無休/通話料無料)
ケーブルプラス電話	JCV 上越ケーブルビジョン株式会社 携帯電話、PHS、一般電話から:025-526-2111 (受付時間 月~金 9:00~18:00 土日祝日を除く) ※上越市、妙高市にお住まいで、ケーブルプラス電話をご利用中のお客さま
	株式会社エヌ・シー・ティ 携帯電話、PHS、一般電話から:0120-080-009 (受付時間 9:00~18:00 年中無休/通話料無料) ※長岡市にお住まいで、ケーブルプラス電話をご利用中のお客さま

以 上